

令和4年9月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和4年9月2日】

1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年に係る規定を整備するとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を新設するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 職員の定年の引上げ

一部の医療職を除き、次の表に掲げる期間に応じて職員の定年を段階的に65歳まで引き上げる。（第3条及び付則第4項）

期間	定年年齢
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳
令和13年4月1日から	65歳

イ 管理監督職勤務上限年齢制の導入

管理監督職勤務上限年齢を60歳とし、当該年齢に達した者の他の職への降任等に係る規定を整備するとともに、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずる等特別の事情がある場合に、当該職員について留任等をさせることができる特例を定める。（第6条から第13条まで）

ウ 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後に退職した者について、定年までの間、短時間勤務の職に採用することができることとする。（第14条及び第15条）

エ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 令和5年4月1日。ただし、付則の一部については公布の日

イ 職員の再任用に関する条例（平成13年3月文京区条例第4号）の廃止

ウ 定年退職者等の再任用に関する経過措置

令和14年3月31日までの間、65歳に到達する年度の末日までの間にある者であって、60歳（施行期日後にあっては、改正後の条例でそれぞれ定める定年）に達している者を、選考により、1年を超えない範囲内で任期を定めて暫定再任用（常時勤務又は短時間勤務）を行うことができる。

2 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容 地方公務員法の一部改正に伴う引用条文の整備（第1条）

「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」→「第22条の4第1項」

(3) 施行期日 令和5年4月1日

3 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 減給の取扱いに係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 減給処分により減額される上限額は、現に受ける給料の5分の1とする旨を定める。(第3条)
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、定年引上げ等に係る職員の給与について規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与に係る規定を整備する。(第6条第8項、第16条第4項、第19条第2号、第21条第2項、第26条第3項及び第27条第3項)
 - イ 管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員等を除き、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、当分の間、その者の属する職務の級及び受ける号級に応じた額に7割を乗じて得た額とする。(付則第8項及び付則第9項)
 - ウ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員のうち、引き続き同一の給料表の適用を受けるものの7割措置後の給料月額が、当該降任等の前日に受けていた給料月額の7割に達しない場合は、当分の間、これらの差額に相当する額を給料月額に加算する。(付則第10項)
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、付則の一部については公布の日

5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、定年引上げ等に係る退職手当の措置について規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 退職手当の調整額に係る措置
管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、降任等をされた職員の退職手当の調整額は、定年引上げ前の水準を維持するため、役職定年前20年間で退職前20年間のそれぞれの期間の調整額を比較し、いずれか多い額とする。(第10条の2)
 - イ 退職手当の基本額の支給率に係る措置
60歳に達した日以後に自己都合により退職した者の退職手当の基本額に係る支給率は、当分の間、定年退職した場合と同じ支給率を適用する。(付則第14項)
 - ウ 定年前早期退職者の割増率の特例
定年前早期退職者の割増率については、当分の間、現行の取扱いに加え、整理退職、公務上傷病・死亡退職又は通勤災害退職の場合は、60歳に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日前までの割増率を一律2%とする。(付則第16項及び付則第17項)
 - エ 退職手当の基本額における給料月額等に係る措置
 - ㉞ 退職日給料月額の算定方法の特例(ピーク時特例)
給料月額の7割措置を受ける職員の退職手当における退職日給料月額の算定については、当分の間、定年引上げ前の水準を維持するため、当該7割措置等前後の給料月額を基礎として、それぞれの期間ごとに支給率を分けて算定することとする。(付則第19項)

(4) 給料の調整額及び教職調整額の算定方法の特例

給料月額7割措置を受ける職員の退職手当における給料の調整額及び教職調整額の算定については、当分の間、当該7割措置を受けた日の前後で期間を分けて算定することとする。(付則第21項及び付則第22項)

オ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和5年4月1日。ただし、(2)オの一部及び付則の一部については公布の日

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える。(第2条第2項第5号)

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和5年4月1日

7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得に係る要件を緩和するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正

(7) 非常勤職員が子の出生から8週間以内に当該子の育児休業を取得する場合には、当該職員の任期が当該子の出生から8週間と6月を経過するまでに到来しなければ、育児休業を取得できることとする。(第2条第3号)

(4) 非常勤職員の育児休業の期間を子が1歳6か月又は2歳に達する日までとする要件について、配偶者が育児休業をする場合には、それぞれ子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日が開始日でなくても育児休業を取得できることとする等、柔軟な取得を可能にする。(第2条の3第3号及び第2条の4)

(9) 非常勤職員について、原則として、2回まで育児休業の取得が可能となったことから、書面により申し出た場合には再度育児休業を取得できる旨の規定を削除する。(第3条第5号)

イ 地方公務員法の一部改正に伴う改正

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える。(第2条第3号及び第7条第3号)

(3) 施行期日 令和4年10月1日。ただし、(2)イについては令和5年4月1日、付則の一部については令和5年4月1日又は公布の日

8 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
地方公務員法の一部改正に伴う引用条文及び文言の整備
ア 「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」→「第22条の4第1項」（第2条第3項）
イ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」（第2条第3項及び第4項、第3条第1項、第4条、第5条第2項、第13条第1項並びに第18条第2項）
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

9 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える。（第2条第2項第4号）
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

10 文京区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 地方公務員法の一部改正に伴う引用条文の整備（第3条）
「第28条の5第1項」→「第22条の4第1項」
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

11 文京区立交流館条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区立交流館に附帯設備を設けるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 附帯設備の追加
・ 附帯設備名 液晶プロジェクター
・ 使用料 1台1回 200円
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和4年11月1日。ただし、付則の一部については公布の日

12 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の一部改正に伴い、手数料の徴収項目に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表第1）
ア 建築行為時でなくても事後的に長期優良住宅維持保全計画の認定を受けられる制度が創設されたことに伴い、当該認定申請等について、増改築時の長期優良住宅建築等計画の認定申請等の場合と同様の手数料額を徴収することとする。

- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴う引用条文の整備
(3) 施行期日 令和4年10月1日。ただし、(2)イについては公布の日

13 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年引上げ等に係る幼稚園教育職員の給与について規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 定年前提任用短時間勤務制の導入に伴い、定年前提任用短時間勤務職員の給与及び手当に係る規定を整備する。（第7条第7項、第20条第4項、第22条第2号、第27条第3項、第30条第3項、第31条第2項及び第32条の2）
- イ 管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員等を除き、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額は、当分の間、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（付則第7条第1項及び第2項）
- ウ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員のうち、引き続き同一の給料表の適用を受けるものの7割措置後の給料月額が、当該降任等の前日に受けていた給料月額の7割に達しない場合は、当分の間、これらの差額を給料月額に加算する。（付則第7条第3項）
- エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

14 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- 地方公務員法の一部改正に伴う引用条文及び文言の整備
- ア 「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」→「第22条の4第1項」（第3条第3項）
- イ 「再任用短時間勤務職員」→「定年前提任用短時間勤務職員」（第3条第3項及び第4項、第4条第1項、第5条、第6条第2項並びに第15条第1項）
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

15 令和4年度文京区一般会計補正予算

16 令和4年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

17 令和4年度文京区介護保険特別会計補正予算

18 令和4年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算